

國境貿易に對する最惠國待遇の除外例を規定し、第十三條に於て本條約は批准書交換後七日を經て之を實施し、十年間效力を有すべきを規定した。以上諸規定を小村外相時代の日英改正通商航海條約に比するに、同國とは始めて條約關係に入るものなるに付特に第一條を設けたる外、第二條第三號及第十條に於て最惠國待遇を、第十二條第六號に於て内國待遇をも加へ、其の代りに第二條第三號中より最惠國待遇を、又第五條中より内國待遇を削除した。更に「ボリヴィア」國に於ては海港を有せざるが故に日瑞西居住通商條約に於ける如く航海に關する規定を一切削除した。尙第十一條に於て通商及工業に關する一般的有條件最惠國待遇を規定するに當り其の適用範圍を他の南米諸國との條約に於ける如く北米又は歐羅巴大陸諸國に附與せる特典等に限定せざることは本邦に有利なりと言はざるを得ない。

第二章 小村條約改正の本邦産業及貿易に及ぼしたる影響

第一節 概 説

小村條約改正は本邦産業及貿易の發達上に一期を劃したと言ひ得る程重要性を持つてゐる。小村條約改正の要旨は所謂稅權の完全なる回復にありて陸奥條約により設定された英佛獨との片務的協定稅率を全廢して互惠對等の原則によるところの完全なる雙務的關稅協定に改むると共に陸奥條約中に存する國定稅率の實施内國稅賦課等の上に加へられたる制限を撤廢するにあつた。而して小村條約改正は大体に於て所期の目的が達せられたと言ひ得る。即ち

一 陸奥條約に於て本邦は英佛獨との間に片務的關稅協定を有してゐたものが、小村條約に於ては一切雙務的關稅協定に改められた。新たに締結せられた伊國との關稅協定も全然雙務的であつた。

二 舊日獨。日撲通商條約附屬議定書中には、本邦に於て國定稅率に改正を加へる場合には、之が實施に先ち六箇月前に公布するを要すとの片務的規定があつた。小村條約改正に於ては斯る規定を削除した。

國定關稅を變更する場合に其の實施前斯かる長期の猶豫期間を置くことは甚しき見越輸入が行はれ、多大の關稅收入を失ふこととなり又産業上にも種々の不都合が生ずるのである。殊に本規定が片務的なる點に於て大に本邦に採り不利であつた。

三 陸奥條約に於ては協定品目數六十八なりしが小村條約に於ては三十四品目に減少し、其の輸入總額は本邦

輸入總額の四割九分に上つたものが、輸入總額の一割一分五厘に過ぎざることとなつた。

慶應一年の江戸改稅約書に於ては輸出入品全部に對し從價五分を基準とする低率なる協定稅率があつた。陸奥條約實施の際輸出稅に付ては本邦單獨の措置を以て全部廢止したにより稅率協定の問題は起らなかつた。然るに輸入稅に付ては前記の通り英、獨、佛よりの主要輸入品通計六十八品目に對し片務的に從價一割見當の協定稅率を許し、其の他の條約諸國に對しては最惠國條款に依つて無條件均霑を許すこととした。別に墺洪國との間には重要ならざる輸入品八品目に對し形式は雙務的なるも實質は片務的なる關稅協定を締結したが、之は明治三十六年十二月末日を以て終了したるに因り小村條約締結の際は廢棄の必要がなかつた。

陸奥條約實施の際には上記の如く本邦總輸入額の約半ばに相當する貨物に付協定稅率を適用することとなつたが、其後本邦に於て製造工業發達の結果無稅品の輸入が次第に増加して來たので、小村條約改正前には總輸入額中約二割五分（有稅品輸入總額中の約四割）が協定稅率の適用を受くることとなつた。之れが小村條約改正の結果前記の通り更に半減（有稅品輸入總額に對する二割二分）したのである。尤も右陸奥條約による英獨佛との協定物品中には鐵、毛織物、綿織物、染料、藥品、葡萄酒、薰香類等の如き本邦産業財政上重要なものを含むたるところ、是等の貨物に對して國產保護又は財政上の必要的爲めに關稅の引上げをしようとする場合には、常に協定稅率が障礙となつた。依て小村條約改正に於ては是等本邦産業の保護及財政の必要上支障を與へる協定稅率を廢止すべく又は廢止せざる場合にも右産業財政の必要上支障なき程度まで之を引上げることを目的とした。右企圖は小村條約改正により大体企圖したところは達成せられた。即ち其の結果協定品目數は英に對し五稅目（稅率數五十九）、佛に對し十五稅目（稅率數二十一）、獨に對して十一稅目（稅率數十九）、伊に對し九稅目（稅率數十六）、となり重修協定のものを除いて合計三十四稅目（稅率數百九）に過ぎないこととなつた。而して各協

定國に對する國別輸入額に對する協定稅品の割合は次の如く減少した。

	英	佛	獨	伊
陸 奥 條 約	(六九・〇%)	(八三・〇%)	(七一・〇%)	-
小 村 條 約	四二・九%	五〇・〇%	五八・六%	六七・一%
備 考	二五・五%	五〇・三%	三〇・〇%	六一・八%

陸奧條約調印當時見積の比率とす。

上記の表により小村條約改正の際、英、獨兩國は本邦に對し輸入超過國となつて居り、本邦は條約交渉上強者の地位にあつたから、右兩國に對しては協定稅率を附與する割合は大に減少した。之に反し佛伊兩國に對し日本は輸出超過國であり、條約交渉上弱者の地位にあつたが爲め、最低稅率又は最惠國待遇獲得の爲め陸奥條約改正同様對手國よりの輸入物品の大半に對して協定稅率を設定しなければならぬことになつたことが判明する。

四 小村條約に付ては陸奥條約の場合と異り協定對手國をして本邦輸出品に對し協定稅率を設けしめた。
對手國への輸出額中小村條約による協定稅率の利益を受くるものの割合は大正二年統計にて次の如くなつた。
各協定國に對する國別輸入額に對する協定稅品の割合

	英	佛	獨	伊
五九八%	一六・六%	二八・一%	三・九%	

併し之等諸國への協定物品の輸出總額は僅かに本邦輸出總額の五・四%に過ぎず。之れに反し協定物品の輸入總額は前述の如く本邦輸入總額中一一・五%に相當することになつてゐるから、小村關稅協定は總括的に見て未

だ外國の方に採り有利なるものと言ふて差支がない。蓋し關稅協定の利益は通商政策上輸出品の販路を確保するという點であるが、小村條約改正に於ては夫れよりも寧ろ陸奥條約中に存した協定稅率の束縛から脱却することに主力を置いた爲めである。互惠協定稅率の設定により輸出貿易の保護發展を策するに不充分なることは小村條約改正以來本邦通商政策の缺點となることは後に述べる通りである。

五 小村條約の協定品目は本邦産業財政上支障なき物品に限定することに努めた。

條約改正準備委員會に於ける決議に從ひ酒類（葡萄酒類を除く）煙草、砂糖、硝子製品、石油、ゴム製品、農產物等の如き日本に於て本邦財政收入、產業保護の目的となつたものは一切協定をしないことゝし、葡萄酒類、鐵、綿織物、麻織物、毛織物、石鹼、藥品、紙類等に對しては一部協定稅率を設けたが、右協定稅率は陸奥協定稅率に比し三倍乃至五倍に引上げられ、本邦に於ける關係產業の保護にとつて十分なものとなつた。依て小村條約實施後低率なる陸奥協定より解放せられたる關係物品の製產は之を機會として本邦に於て漸次發達するに至つた。試に是等小村條約改正により利益を受けたる關係產業と然らざるもの即ち陶磁器、時計、燐寸、油類、和紙、家具類、製茶等の如く陸奥條約に於て協定稅率の設けなかりし物品との製產額を小村條約改正の前後に付對比すれば次表の通りで前者が後者よりも大に發達したことを示して居る。

陸奥條約時代		小村條約改正後	
明治三十六年	明治四十一年	大正二年	
一五一、〇〇〇	二八四、〇〇〇	四一九、〇〇〇	
五六、〇〇〇	七二、〇〇〇	九一、〇〇〇	
陸奥協定物品の本邦生産額	小村條約改正の結果關稅收入は適度の増加を來した。		（單位千圓）

政府は小村條約改正によつて産業を保護すると同時に適度の關稅收入の増加を計ることを目的とした。政府が既述の通り明治四十三年に關稅定率法實施の結果は當時大藏省の計算によると、明治四十、四十一、二箇年平均本邦總輸入額は四億六千五百萬圓、その中有稅品の輸入總額二億九千四百萬圓、此の關稅收入額は四千五百八十一萬九千圓、從てその平均稅率は總輸入額に對して九・九%、有稅品輸入總額に對して一五・六%なりしものが關稅收入額の上に千五萬圓を増加し平均關稅率は總輸入額に對して一四%、有稅品輸入額に對して二二%に引上げられることゝなつて居た。（第一章第三節第一款參照）然るに其後小村條約改正に於て英佛獨伊四國との間に雙務的稅率協定を結んだため關稅收入額は前記政府見積よりも幾分減することゝなつた。本邦製造工業は條約改正後政府の豫想以上に發達し、之がため無稅又は低稅の原料品の輸入が次第に増加することゝなつた結果總輸入額は政府の見積りより甚だしく増加したが、關稅收入額及平均稅率は却て其の見積りよりも減少することゝなつた。即ち大正元年に於ける總輸入額は六億千九百萬圓、内有稅品輸入總額三億千三百萬圓に達したるも、關稅收入額は五千八百二十四萬三千圓に止り、政府の見積額よりも二百五十萬圓少なく、平均稅率も亦總輸入額に對し十九・四%、有稅品輸入總額に對し一八・六%となり、政府見積りに比し前者は四・六%、後者は三・四%だけ低率であり、小村條約改正前のものに比するに前者は却て〇・五%低く、後者と雖も三・〇%だけ高きに過ぎなかつた。尤も見越輸入の影響が消滅したと考へられる大正二年に於ては總輸入額七億九千二百萬圓、有稅品總輸入額三億六千八百萬圓、此の關稅收入額は七千三百五十八萬圓、總輸入平均稅率一〇・一%、有稅品平均稅率二〇%となり、關稅收入の上に於ては政府の見積りよりも三・九%、又は二・〇%だけ低きものとなつた。要するに小村改正條約に於て政府は外國貿易獎勵の見地に重きを置き、内國産業に對し關稅保護を加へた程度は甚だ輕微であつた。

斯かる輕微なる關稅保護を以てしても、小村條約改正は日本の産業發展上好影響を及ぼし、又貿易額の増進により所期以上の關稅收入を得るに至つたのである。即ち小村條約改正の際英國當局が恐れたる程度に英國輸入貿易の上に悪影響を及ぼさざりしも、一般的に見て日本の主なる輸入貿易國は英、佛等の如き製造品の輸入を主とする國よりも、米、獨、支那、印度等の如き原料品又は原料用製造品を主とする國に漸次移行することとなつた。試みに大正二年の輸入額を明治四十一年の夫れに比するに、本邦總輸入額は七六%の増加を示せるに對し、英は一四%、佛は一一%の増加を示したるに止り、之に反し獨は四八%、米は五八%、支那は二〇%、英印は（棉花輸入增加の爲め）實に二五一%増を示すに至つた。之と同様本邦よりの主なる輸出先國は原料需要國たる歐米諸國よりも、支那、英印、蘭印等の如き本邦製造品の需要國に對し多大の増進を示すに至つた。

左に安政、陸奥、小村三條約時代に於ける本邦主要國別輸出入額を表示せん。

小村條約改正前後に於ける國別輸出入額表

（單位十円）

備考

通計欄左側括弧内は總額に対する%とす。

尚本總額中には朝鮮を包含せず。

明治四十一年及大正二年支那との輸出入額中には關東州を包含す。

一本邦よりの輸出額

名	明治三十一年 (安政條約時代)	明治三十六年 (陸奥條約時代)	明治四十一年 (同上)	大正二年 (小村條約時代)
國	七、八六四	一六、五四五	二五、五二一	三二、八七〇
國	二、四六九	五、一八六	七、九七六	一三、一三三一
國	二〇、四九六	三四、二七九	三三、七四六	六〇、二二二〇
度				
度				
計				

太	利	計	明治三十一年 (安政條約時代)	明治三十六年 (陸奥條約時代)	明治四十一年 (同上)	大正二年 (小村條約時代)
伊	一、四八五	一、一〇〇四	一、一、三八七	二九、四一七	二九、四一七	二九、四一七
通	三三、三一四	六七、〇一四	七八、六三〇	一三五、六四九	一三五、六四九	一三五、六四九
支	(11%)	(14%)	(13%)	(12%)	(12%)	(12%)
米	四七、三一一	八二、七一四	一一一、〇〇〇	一六八、七〇九	一六八、七〇九	一六八、七〇九
英	二九、一九三	六四、九九四	七七、七四六	一八四、四九六	一八四、四九六	一八四、四九六
蘭	三一、四七四	三九、七二五	一八、五三九	三三、六二二	三三、六二二	三三、六二二
香	六、一三四	八、〇八七	一三、六三一	二九、八七三	二九、八七三	二九、八七三
印	三七	九一二	一一、一四四	五、一四九	五、一四九	五、一四九
領	一一四、一四九	一九六、四四二	一一三、四〇四一	四二一、八四九	四二一、八四九	四二一、八四九
印	(7.1%)	(7%)	(6.7%)	(6.7%)	(6.7%)	(6.7%)
度	一〇一	四八七	一一、三八六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
度	一一三七	二六五	四六	三三一	三三一	三三一
計	三三七	一一四	四三一	六六九	六六九	六六九
國	一、一、七三五	一三、三〇九	一一、四三九	七〇、二六五	七〇、二六五	七〇、二六五
國	一一、四六六	一四、二八五	三五、三〇一	七四、九六二	七四、九六二	七四、九六二
國	(7%)	(5%)	(10%)	(11%)	(11%)	(11%)
總	一五九、九〇九	二七七、七四一	三四七、九七三	六三一、四六〇	六三一、四六〇	六三一、四六〇
輸						
出						
額						

一本邦への輸入額

英	國	六二、七〇八	四八、七三七	一〇七、七九四	一一一、七三七
獨	逸	二五、六一	二六、九五九	四六、二七九	六八、三九五
英	國	一	一	一	一

第一章 小村條約改正の本邦産業及貿易に及ぼしたる影響

佛國	六、九八〇	五、一〇八	五、二四六	五、八二九	一三六
伊太利計	三八六	三一一	六六三	一、〇七八	
通	九五、六八五	八一、一一五	一五九、九八二	(一七%)	
	(三五%)	(一六%)	(三八%)		
	四〇、〇〇一	四六、二七四	七七、六三七	一三三、四〇八	
	三〇、五二四	四五、四五八	六三、七八四	九二、一〇一	
	一五、九〇四	一、七四〇	一、一六	一、二九五	
	四〇、七六四	六九、八九四	四九、三二八	一七三、一七四	
	一、六六〇	一〇、八四三	二三、九六五	三七、三八九	
	一二八、八五三	一七四、二〇九	一一五、八三〇	四二六、三六七	
	(四七%)	(五七%)	(五一%)	(五八%)	
耳	四、三一七	七、五七九	七、三九〇	九、四四八	
	三、四九八	二、一八八	二、六八九	一、七九五	
	二四三	八一五	一、〇二〇	八一〇	
	四〇、一一〇	四一、三一七	三五、六一八	九三、九七三	
	四八、一六八	五二、八九九	四六、七二七	一〇五、〇二六	
	(一八%)	(一七%)	(一一%)	(一五%)	
其の他の諸國	二七二、七〇六	三〇八、二二三	四一三、五三九	七二九、四三一	
通					
白瑞和					
蘭通					
英領印					
米支香					
蘭通					
度計					
國那港					
義西蘭國計					
總輸入額					

七 小村條約改正は産業保護の目的を達し其の結果は輸出入品分類の上に甚しく現れた。

明治四十一年即ち小村條約改正以前に於て輸入品の分類は食料品は一五・七%、原料品三五・二%であつたも

のが、大正二年には食料品の割合は一六・五%となり大して變化なかりしも、原料品は四八・五%に激増した。之に反し原料用製品の輸入は明治四十一年に於て一九・三%のものが、大正二年には一七・四%に減少し、又全製品の輸入は二九・一%のものが一七・〇%に激減した。僅か數年間に輸入品分類上に斯かる現象が生じて來たのは、小村條約改正の観面の結果と言はざるを得ない。

次に輸出品の分類に付て見るに、明治四十一年に食料品一〇・一%、原料品一〇・一%、原料用製品四五・一%、全製品が三二・一%であつたものが、大正二年には食料品が九・八%、原料品が八・一%、原料用製品が五一・二%、全製品が二九・〇%となり、原料品の輸出は次第に減少し、原料用製品の輸出が之に代りつゝあることが認められる。右は主として原料用製品は中に包含せらるゝ生絲と綿絲との輸出が此の間に甚しく増加した爲めである。

小村條約改正前後輸出入品分類額比較表

(単位千圓)					
輸出總額	(一〇〇・〇〇%)				
明治三十一年	一六五、七五四	二八九、五〇一	三七八、二四六	六三一、四六〇	
明治三十六年	三四、五六一	四〇、九七九	六二一、一四一		
食料品	一〇〇、九五一	(一・九四%)	(一・九四%)	(九・八三%)	
(輸出總額に對する割合)	(一一・九四%)				
原 料 品	一〇、四九五	三〇、八四四	四一、三〇〇	五一、三四〇	
	(一・三七%)	(一〇・五三%)	(一〇・九一%)	(八・一二%)	
原 料 用 製 品	七六、一〇一	一三六、七七四	一七〇、三八四	三二八、〇八四	
	(四五・九一%)	(四五・一四%)	(四五・〇五%)	(五一・八七%)	

第一章 小村條約改正の本邦産業及貿易に及ぼしたる影響

一三八

全 製 品	四一、九〇四	八〇、八三三	一一一、三一八	一八四、九一四
輸 入 總 額	二七七、五〇一	三一七、一三六	四三六、一五七	七一九、四三一
食 料 品	九七、〇四六	一〇三、五四〇	六八、二八一	一一〇、五八一
(輸入總額に對する割合)	(二五・八八%)	(二七・九二%)	(三一・〇八%)	(二九・二二%)
原 料 品	五七、三八四	九七、九一四	一五三、四一八	二五三、五四一
原 料 用 製 品	一〇〇、六八%	(三一・六五%)	(一五・六五%)	(一六・五三%)
全 製 品	七七、八六〇	一三・五八%	一九・二六%	二七・四〇%
(二八・〇五%)	(二一・四八%)	(二九・一四%)	(一七・〇〇%)	(一七・〇〇%)
八 小村條約改正後は無税品の輸入が激増したる爲め、總輸入平均税率は却て輕減せられた。				
小村關稅改正に於ては内國産業保護の爲め本邦に生産なき原料品の輸入は無税となし、内地に生産あるも不充分なるものは五分の低税を課し、又原料用製造品及一般製造品に對しても其の性質により從價一割乃至六割を課するも一般製造品には從價二割を課するを以て原則とした。依て一般製造工業の發達と共に小村關稅改正後無税品の輸入額は甚しく増加し、明治四十一年に於て輸入總額中三五・三%を示したるもののが、大正二年には四九・四%に増加した。之が爲め主原因となり總輸入額に對する平均税率は政府の豫想に反し陸奥條約時代よりも却て來無税なりし米及穀の關稅を引上げ、其の他食料品、嗜好品等に對し國定税率の引上げを行ひたる結果である。				

小村條約改正前後陸奥協定税品輸入額比較表

(單位千圓)				
總 輸 入 額	明治三十一年 二七七、五〇一	明治三十六年 三一七、一三六	明治四十一 一六五、五三三	大 正 二 年
有 稅 品			一六八、五四二	一六八、五四二
總額に對する割合	(五九・六五%)	(五三・一四%)	(六四・五〇%)	(五〇・四八%)
無 稅 品	一一一、九八〇	一四八、〇八五	一五三、九〇四	三六〇、三八六
同	(四〇・三五%)	(四六・六六%)	(三五・二八%)	(四九・四一%)
輸 入 税 收 入 額	六、二八一	一六、三七一	七三、五八〇	
總輸入額に對する平 均税率	(一・一六%)	(五・一六%)	(一〇・一一%)	(一〇・〇九%)
有税品輸入額に對す る平均税率	(三・七九%)	(九・七一%)	(一五・九三%)	(一九・九八%)

第二節 本邦重要産業に及ぼしたる影響

第一款 製 糖 業

製糖は日本に於て最大の保護を受けた産業である。臺灣領有以後小村條約改正以前に於ては、臺灣總督府により、